

# 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター会員規定

## （目的）

第1条 本規定は、国際協力NGOセンター（以下、本センターという）の定款の定めるところに従い、本センターの会員について、必要な事項を定める。

## （会員の種別）

第2条 本センターの会員は、次の3区分とする。

- （1）正会員 国際協力活動を行う市民組織で、本センターの目的に賛同のうえ入会し、総会において議決権を持つ団体
- （2）協力会員 本センターの目的に賛同し、事業の発展に協力する目的で入会した個人および団体（非営利団体、企業）
- （3）名誉会員 本センターの発展に対して、特別の功績が認められた団体および個人

## （正会員の要件）

第3条 正会員であるための要件は次のとおりとする。

- （1）開発、人権、環境、平和、政策提言において、国際協力（そのための国内協力を含む）および地球市民学習・開発教育などに継続して関わる団体、またはこれらの団体の連携促進を目的としたネットワークNGOであること。
- （2）市民（個人又はグループ）により設立され、かつ民主的に運営されている市民組織で、本部を日本に置くこと。ただし、海外に本部を置く団体であっても、日本国内に拠点を持ち日本社会において自律的に活動している団体についてはこの限りでない。
- （3）原則として、事業の継続性が確保され、健全な財政基盤がある団体とする。事業規模（収支予算書・決算書）が300万円以上であること。しかし、人権・環境・平和・政策提言・開発教育の場合は100万円以上、ネットワーク型の場合は50万円以上であること。かつ3分の1以上の財源が自己資金（会費、寄付金、自主事業収入）であること。ただしこの基準達成に努力していることが認められる場合は、この限りでない。
- （4）民主的な意思決定機関（理事会、総会、運営委員会など）が置かれ、会則などに従って運営されていること。
- （5）団体の役員名簿および活動報告書および決算書が公表されていること。
- （6）2年以上および2会計年度以上の活動実績があること。
- （7）連絡可能な事務局体制がとられていること。

## （正会員の姿勢）

第4条 本センターの正会員間の多様性を尊重するとともに、正会員間の協力活動に積極的に参加することとする。

(正会員委員会の設置、役割、委員の選考方法と期間)

第5条 理事会は、以下のような条件で正会員委員会を設置し、業務を委嘱することができる。

- (1) この委員会の主な役割は、正会員の入会審査、正会員が会員要件を維持しているかどうかのモニタリング結果への助言、正会員相互の交流促進、正会員要件の見直しのための提案などとする。
- (2) 委員は理事の互選により決め、理事長が委嘱する。
- (3) 委員は3名以上5名以内とする。
- (4) 委員の互選によって選ばれた委員長を1名置く。
- (5) 委員の在任期間は理事の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行うこととする。

(正会員としての入会申込み)

第6条 正会員として入会を希望する団体は、所定の書式に次の書類を添えて理事長に入会の申込みをする。

- (1) 定款など
- (2) 直近2年の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、および監査報告書
- (3) 役員の名簿
- (4) 団体が発行する広報パンフレット類および機関誌など
- (5) 正会員入会申込み書
- (6) その他、本センターが指定する書類

(正会員の入会承認)

第7条 理事長は正会員委員会からの委託結果をもとに理事会において申請の取り扱いを協議し、理事会が入会を決定する。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、会費支払いの義務のほか次の義務を負うものとする。

- (1) 本センターの定める「NGO行動指針」に対する賛同書の提出。
- (2) 毎会計年度の決算および事業報告書を提出する。ただし、本センターウェブサイトに掲載されている各団体のダイレクトリー情報の提供を持って代えることができる。
- (3) 事業に関し、本センターの要請に基づき、企画、運営、情報提供などにおいて協力する。

(その他の会員の入会)

第9条 協力会員は、所定の入会申込み書を提出し、会費を支払うことにより会員になることができる。

- 2 名誉会員は、理事の推挙により、理事会が決定する。

(会費)

第10条 会費の金額は次のとおりとする。

(1) 正会員

年会費は、下表で定めた会費を納入する。但し、本センターの正会員の趣旨を鑑みて、会員は同額を超えて納入することができる。

判定額 ( )	会費額(円)	判定額 ( )	会費額(円)
判定額とは、当該団体のBS(貸借対照表)/PL(収支計算書・損益計算書)を用いて、前々年度と前年度の決算額の収入から前期繰越金を除いた額の平均値(小数点以下四捨五入)注1			
3000万円未満	30,000	25億円以上、30億円未満	340,000
3000万円以上、5000万円未満	50,000	30億円以上、35億円未満	360,000
5000万円以上、1億円未満	70,000	35億円以上、40億円未満	380,000
1億円以上、2億円未満	100,000	40億円以上、45億円未満	400,000
2億円以上、3億円未満	120,000	45億円以上、50億円未満	420,000
3億円以上、4億円未満	140,000	50億円以上、55億円未満	440,000
4億円以上、5億円未満	160,000	55億円以上、60億円未満	460,000
5億円以上、6億円未満	180,000	60億円以上、65億円未満	480,000
6億円以上、7億円未満	200,000	65億円以上、70億円未満	500,000
7億円以上、8億円未満	220,000	70億円以上、75億円未満	520,000
8億円以上、9億円未満	240,000	75億円以上、80億円未満	540,000
9億円以上、10億円未満	260,000	80億円以上、85億円未満	560,000
10億円以上、15億円未満	280,000	85億円以上、90億円未満	580,000
15億円以上、20億円未満	300,000	90億円以上、95億円未満	600,000
20億円以上、25億円未満	320,000	95億円以上、100億円未満	620,000

注1：年会費を判定する際の年度とは、連続した12ヶ月間とみなします。

年度途中での会計月の変更や法人格変更等に伴って決算が12ヶ月分に相当しない場合は、12か月分相当に換算をします。

(2) 協力会員

一般個人	年額1口	10,000円	1口以上
学 生	年額1口	7,000円	1口以上
非営利団体	年額1口	30,000円	1口以上
企 業	年額1口	50,000円	1口以上

(3) 名誉会員

特に定めない

(会員の退会)

以下の条項は、定款第11条によるものとする。

第11条 正会員が退会したいときは、理由を付した書面をもって理事長にその旨を届けて、退会することができる。

2 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て退会したものとみなすことができる。

(1) 団体が解散し、または破産宣告を受けたとき

(2) 会費を1年以上滞納したとき

3 協力会員については、事務局に退会の旨を届けることにより、また1年以上会費を未払

いときは、退会したものとして取り扱う。

- 4 名誉会員については、本人等の申し出に基づき、理事会で決定する。

#### (会員の権利)

第12条 正会員は、本センターの定款第7条1項～第3項に定める権利を持つほか、次の権利を持つものとする。

- (1) 本センターが主催する事業および催事への企画参加
- (2) 本センターが発行する機関誌の無料配布を受けること
- (3) 本センターが収集する情報などの優先的提供を受けること
- (4) 本センターの主催する講演会、研究会、セミナー等への優先的参加
- (5) 本センターが発行した図書その他の資料の優先的購入
- (6) 本センターが主催するNGOサポート募金への参加
- (7) 本センターウェブサイトへの掲載など

2 協力会員は、次の権利を持つものとする。

- (1) 本センターが発行する機関誌の無料配布を受けること
- (2) 本センターの主催する講演会、研究会、セミナーなどへの優先的参加  
(ただし、正会員を対象としたものを除く)
- (3) 本センターが発行した図書その他の資料の優先的購入など

3 名誉会員については、協力会員に準じる。

#### (正会員の義務怠慢に対する注意勧告)

第13条 正会員が会費を未納、もしくは第8条2項で定めた正会員の義務を怠った場合、理事長は正会員委員会の助言を得て、義務を遂行するように注意勧告することができる。その場合、正会員は自らの義務をすみやかに実行するものとする。

#### (正会員が会員要件を満たさなくなった場合)

第14条 正会員が第3条に示す要件を満たさなくなった場合、理事長は正会員委員会の助言を得て、その正会員に対して一定期間内に要件を満たすための努力を促すことができる。その場合、正会員はすみやかに要件を満たすための具体的努力をするものとする。

#### (除名)

以下の条項は、定款第12条によるものとする。

第15条 理事長は、正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を経て除名することができる。

- (1) 本センターの名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合
- (3) 別に定める会員としての要件を喪失したと認められる場合

2 前項の規定により、除名しようとするときは、当該会員に予め通知するとともに弁明の機会を与える。

3 正会員以外の会員については別に定める。

(正会員以外の会員の除名)

第16条 協力会員が次の各号の何れかに該当すると理事長が理事会の承認を得て、判断したときは、除名処分することができる。

(1) 本センターの名誉を著しく傷つけた場合

(2) 著しく社会的信用を損なう行為をした場合

名誉会員については、理事会において協議し、決定する。

第17条 この規定の修正および廃案は理事会において決定する。

付則

1. 本規定は、本センターの設立日から実施する。

改定 2007年5月24日

改定 2011年1月21日

改定 2011年9月2日

以上